



第104回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 2020年3月27日(金) 午前10時
(受付開始: 午前9時)

場 所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
当社 本社3階ホール

本株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目 次

■ 第104回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役9名選任の件	
第4号議案 監査役2名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	
第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する 議渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	
■ 添付書類	
事業報告	21
連結計算書類等	45
監査報告書	51
■ ご参考	57

TOYO TIRE 株式会社

証券コード: 5105

株主の皆様へ



株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を2020年3月27日(金曜日)に開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

代表取締役社長

清水隆史

当社の理念

社 是

昨日より今日はより良くより安く、需要者の為に各自の職場で最善を

私たちの使命 (ミッション)

お客様の期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、
豊かな社会づくりに貢献します。

私たちのありたい姿 (めざす企業像)

- 一. 私たちは、たゆまぬ技術革新によって、一歩先の未来を創る企業をめざします。
- 一. 私たちは、挑戦心と独創的な発想にあふれた闊達な風土を持つ企業をめざします。
- 一. 私たちは、企業活動に関わるすべての人びとと喜びを分かち合う企業をめざします。

私たちの持つべき価値観 (TOYO WAY)

公正さ 社会に正しく役立つことを旨として、私心のない公明正大な行動をとる。

誇 り 会社と仕事、自分自身に高い誇りを持ち、最後まであきらめない。

主体性 何事にも、自らが主体となって受け止め、自らが主体となって取り組む。

感謝 人と社会に思いやりと感謝の心を持ち、誠意を込めて力を尽くす。

結束力 仲間とともに知恵と力を結集し、常に創意工夫と改良改善を続ける。

株 主 各 位

兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号

TOYO TIRE 株式会社

代表取締役社長 清水 隆史

第104回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第104回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法(インターネット)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年3月26日(木曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日(金曜日)午前10時[受付開始:午前9時]
2. 場 所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号 当社 本社3階ホール

3. 目的事項
報告事項

1. 第104期(2019年1月1日から2019年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第104期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

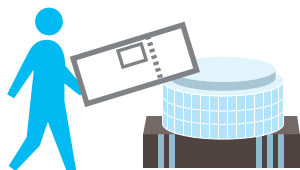
◎ 「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.toyotires.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

◎ 決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ホームページに掲載いたしますのでご了承ください。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席の場合



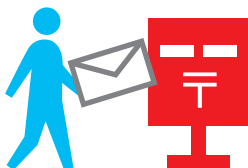
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年3月27日(金曜日)
午前10時[受付開始:午前9時]

当日ご出席願えない場合

郵送により議決権を行使する場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年3月26日(木曜日)
午後6時到着分まで

インターネットによる議決権行使の場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただき【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照の上、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2020年3月26日(木曜日)
午後6時締切

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認の上、**議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

議決権行使期限

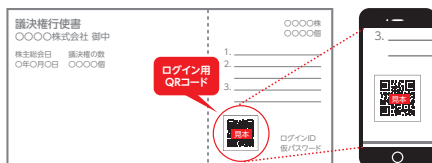
2020年3月26日(木曜日) 午後6時締切

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票(右側)に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、右に記載の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

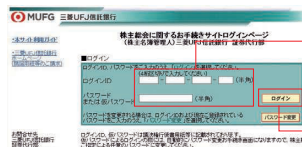
機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社CJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

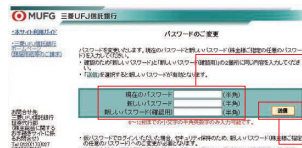
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト | <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 新しいパスワードを登録。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システムなどに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

議案及び参考事項

第 1 号議案

剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開などを勘案して、1株につき25円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、既の実施しました中間配当金20円を合わせて、1株につき45円となります。

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金 25円

総 額 3,848,070,175円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月30日

第2号議案

定款一部変更の件

1 変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、現行定款第30条（監査役の選任）及び第31条（監査役の任期）について所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

（下線は変更部分を示しております。）

現 行 定 款		変 更 案	
第1条 └─┬─ 第28条	(条文の記載省略)	第1条 └─┬─ 第28条	(条文は現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会		第5章 監査役及び監査役会	
第29条 (監査役の員数) 当社の監査役は、4名以内とする。		第29条 (監査役の員数) (条文は現行どおり)	
第30条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新 設)		第30条 (監査役の選任) (条文は現行どおり)	
	(新 設)	<u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	

現 行 定 款		変 更 案	
第31条 （監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。		第31条 （監査役の任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
第32条 } 第40条 } （条文の記載省略）		第32条 } 第40条 } （条文は現行どおり）	

第3号議案

取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化ならびにさらなる経営の透明性の確保及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役9名（社外取締役3名を含む）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席率
1	山田保裕	再任	取締役会長 100% (14回/14回)
2	清水隆史	再任	代表取締役社長 100% (18回/18回)
3	金井昌之	再任	取締役常務執行役員 デジタルイノベーション推進本部長 免震ゴム対策統括副本部長 100% (14回/14回)
4	光畑達雄	再任	取締役執行役員 販売統括部門管掌 直需営業本部長 100% (14回/14回)
5	井村洋次	再任	取締役執行役員 生産統括部門管掌 100% (14回/14回)
6	笹森建彦	再任	取締役執行役員 コーポレート統括部門管掌 資本業務提携推進室長 100% (14回/14回)
7	森田研	再任 社外 独立役員	取締役 100% (18回/18回)
8	武田厚	再任 社外 独立役員	取締役 100% (18回/18回)
9	米田道生	新任 社外 独立役員	川崎重工業株式会社 社外取締役、 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役 住友化学株式会社 社外監査役 —

(注) 山田保裕、金井昌之、光畑達雄、井村洋次、笹森建彦の各氏の取締役会出席率は、2019年3月28日取締役就任後の状況を記載しております。

候補者
番号

1

や ま だ や す ひ ろ
山田 保裕

再任

生年月日

1958年4月8日

所有する
当社の株式の数

600株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 三菱商事株式会社 入社
2007年6月 北越製紙株式会社（現 北越コーポレーション株式会社）取締役
2013年4月 三菱商事株式会社 紙・パッケージング部長
2015年4月 同社 理事 生活商品本部長
2018年4月 当社 常勤顧問
2019年3月 当社 取締役会長 現在に至る

取締役候補者とした理由

山田保裕氏は、主に国内外での経営に関わる豊富な経験と高い知見を有しており、2019年3月の取締役会長就任以降は、取締役会議長として闊達かつ規律ある議事の運営に務めるとともに、これまでの経験に基づく多様な視点によって取締役会での議論に参画し、取締役会の実効性を高めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

し み ず た か し
清水 隆史

再任

生年月日

1961年4月2日

所有する
当社の株式の数

14,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 当社 入社
2010年4月 Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長
2013年1月 当社 タイヤ企画本部長
2014年3月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、欧州ビジネスユニット長
2015年7月 当社 常務執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長、北米ビジネスユニット長
2015年11月 当社 代表取締役社長 現在に至る

取締役候補者とした理由

清水隆史氏は、2015年11月の代表取締役社長就任以降、力強いリーダーシップを発揮し、強固な経営基盤を構築してきました。また、当社収益の源泉である北米タイヤ事業の現地マネジメントや、グローバルにタイヤビジネスの企画機能を担った経験などをもとに、着実に事業経営の強化と成長戦略を推し進めてまいりました。これらの知見と実績に加え、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

3

かな い ま さ ゆ き

金井 昌之

再任

生年月日

1963年9月4日

所有する
当社の株式の数

8,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社 入社
2010年10月 当社 タイヤ技術第一部長
2016年1月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ技術本部長
2017年1月 当社 執行役員 技術統括部門管掌
2017年3月 当社 常務執行役員
2019年3月 当社 取締役常務執行役員
2020年2月 当社 取締役常務執行役員 デジタルイノベーション推進本部長 現在に至る

取締役候補者とした理由

金井昌之氏は、タイヤ技術本部長、技術統括部門管掌などの要職を歴任し、主に技術開発に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者番号

4

みつ は た た つ お

光畑 達雄

再任

生年月日

1964年12月13日

所有する
当社の株式の数

9,100株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 当社 入社
2012年1月 Toyo Tire U.S.A. Corp. 社長
2014年7月 当社 タイヤ事業本部 欧州ビジネスユニット長
2016年1月 当社 執行役員 タイヤ事業本部 タイヤ企画本部長
2017年1月 当社 執行役員 北米事業推進室管掌
2019年1月 当社 執行役員 販売統括部門管掌
2019年3月 当社 取締役執行役員 販売統括部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

光畑達雄氏は、海外子会社社長、北米事業推進室管掌、販売統括部門管掌などの要職を歴任し、主に販売に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

5

いむら ようじ
井村 洋次

再任

生年月日

1964年5月26日

所有する
当社の株式の数

3,767株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社 入社
2011年4月 当社 タイヤ事業本部 桑名工場 製造部長
2013年7月 Toyo Tyre Malaysia Sdn. Bhd. 副工場長
2014年11月 当社 タイヤ生産本部 桑名工場長
2017年5月 当社 執行役員 生産統括部門管掌
2019年3月 当社 取締役執行役員 生産統括部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

井村洋次氏は、当社北米タイヤ工場・マレーシア工場の立上げに関与したほか、桑名工場長、生産統括部門管掌などの要職を歴任し、主に生産技術に関する豊富な経験と知見を有しております。当社の業務に精通している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

6

ささ もり たけ ひ こ
笹森 建彦

再任

生年月日

1962年8月7日

所有する
当社の株式の数

1,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 三菱商事株式会社 入社
2007年9月 PT Krama Yudha Tiga Berlian Motors社（インドネシア）取締役
2013年6月 日本食品化工株式会社 取締役執行役員
2017年4月 三菱商事株式会社 リスク管理室長
2018年4月 当社 経営企画本部長
2019年1月 当社 執行役員 コーポレート統括部門管掌
2019年3月 当社 取締役執行役員 コーポレート統括部門管掌 現在に至る

取締役候補者とした理由

笹森建彦氏は、国内外の三菱商事株式会社関係会社の管理・財務担当役員及び当社コーポレート統括部門管掌などの要職を歴任し、米国デラウェア州での公認会計士資格を有するなど、主に国内外における経営に関する豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、企業価値向上に資する経営を行うことができると判断したため、取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

7

もり た けん
森田 研

再任

社外

独立役員

生年月日

1948年10月24日

所有する
当社の株式の数

0株

社外取締役就任期間

4年4ヶ月
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社
2000年10月 松下プラズマディスプレイ株式会社 社長
2006年4月 松下電器産業株式会社 パナソニックAVCネットワークス社（現 コネクティッドソリューションズ社）上席副社長
2009年6月 同社 代表取締役専務
2012年6月 同社 顧問
2015年11月 当社 社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

森田研氏は、松下プラズマディスプレイ株式会社の社長、及びパナソニック株式会社の代表取締役専務を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

候補者番号

8

たけだ あつし
武田 厚

再任

社外

独立役員

生年月日

1947年2月27日

所有する
当社の株式の数

0株

社外取締役就任期間

4年
(本総会終結時)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年5月 新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）入社
2002年6月 同社 取締役
2006年4月 日鉄鋼板株式会社 代表取締役社長
2014年6月 同社 取締役相談役
2016年3月 当社 社外取締役 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

武田厚氏は、新日本製鐵株式会社（現 日本製鐵株式会社）の取締役、及び日鉄鋼板株式会社の代表取締役社長を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

9

よ ね だ み ち お
米田 道生

新任

社外

独立役員

生年月日

1949年6月14日

所有する
当社の株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1973年4月 日本銀行 入行
 2003年12月 株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）代表取締役社長
 2013年1月 株式会社日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループ最高執行役責任者
 2016年6月 川崎重工業株式会社 社外取締役 現在に至る
 2016年12月 当社 特別顧問（非常勤）
 2018年6月 朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役 現在に至る
 2018年6月 住友化学株式会社 社外監査役 現在に至る

【重要な兼職の状況】

川崎重工業株式会社 社外取締役、朝日放送グループホールディングス株式会社 社外取締役、
 住友化学株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由

米田道生氏は、株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の代表取締役社長、及び株式会社日本取引所グループの取締役兼代表執行役グループ最高執行役責任者を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は森田研、武田厚の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 また、米田道生氏が選任された場合には同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする旨を同取引所に届け出る予定であります。
3. 米田道生氏は2016年12月から2019年3月までに、当社の非常勤の特別顧問を務めましたが、在任期間中は株式会社大阪証券取引所や株式会社日本取引所グループで培われた豊富な経験と高い知見に基づき、主にコンプライアンスやガバナンス面で提言・助言を行うのみであり、業務執行は行っておりません。
4. 当社は森田研、武田厚の各氏との間で、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。また、米田道生氏が選任された場合、同氏との間に同様の契約を締結する予定であります。

第4号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役平野章夫氏、山本幸男氏及び佐伯照道氏の3名が任期満了となりますので、新たに監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

たけつぐ さとし
武次 聡史

新任

生年月日

1963年1月16日

所有する
当社の株式の数

1,000株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年4月 当社 入社
2008年4月 当社 管理本部 経理部長
2011年7月 当社 管理本部 資金部長
2016年6月 当社 直需企画管理部長
2017年1月 当社 販売統括管理部長
2019年6月 当社 経営管理本部 経理部 現在に至る

監査役候補者とした理由

武次聡史氏は、当社において財務経理・販売管理に関する業務に従事した豊富な経験と知見を有している上、人格、識見にも優れており、監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため、監査役候補者とするものであります。

候補者番号

2

あまの かつすけ
天野 勝介

新任

社外

独立役員

生年月日

1952年2月27日

所有する
当社の株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月 弁護士登録、田村徳夫法律事務所入所
1983年4月 北浜法律事務所（現 北浜法律事務所・外国法共同事業）へ移籍
1985年1月 北浜法律事務所（現 同上）パートナー
2003年2月 株式会社青山キャピタル 社外監査役 現在に至る
2010年6月 グンゼ株式会社 社外取締役
2012年6月 ロート製薬株式会社 社外監査役 現在に至る
2020年1月 弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士 現在に至る

【重要な兼職の状況】

弁護士法人北浜法律事務所 社員弁護士、株式会社青山キャピタル 社外監査役、
ロート製薬株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

天野勝介氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、天野勝介氏が選任された場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする旨を同取引所に届け出る予定であります。
3. 天野勝介氏が所属している北浜法律事務所・外国法共同事業と当社との間には顧問契約は締結しておりません。
4. 当社は、天野勝介氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとなります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

まつばともゆき
松葉 知幸

新任

社外

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

生年月日

1951年3月10日

所有する
当社の株式の数

0株

1978年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）
1981年4月 松葉法律事務所（現 松葉・板野・中村法律事務所）設立
2009年6月 株式会社大水 社外取締役 現在に至る
2011年6月 特定非営利活動法人消費者ネット関西 理事長 現在に至る
2015年4月 大阪弁護士会 会長
2015年4月 日本弁護士連合会 副会長

【重要な兼職の状況】

松葉・板野・中村法律事務所 弁護士、株式会社大水 社外取締役、
特定非営利活動法人消費者ネット関西 理事長

補欠社外監査役候補者とした理由

松葉知幸氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、補欠社外監査役候補者とするものであります。

- (注) 1. 松葉知幸氏は、補欠社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、松葉知幸氏が選任され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする旨を同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、松葉知幸氏が選任され、かつ、同氏が社外監査役に就任した場合には、当社定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額といたします。
5. 松葉知幸氏の補欠監査役選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものといたします。

第6号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、その後の経済情勢や経営環境の変化により、取締役の責務が今後さらに増大すると考えられること、及び、第3号議案の提案理由に記載のとおり、今般、コーポレートガバナンスの一層の強化に向けて社外取締役の増員を行うこと等の諸般の事情を勘案し、取締役の報酬額を年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたたく存じます。

現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、第6号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額450百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内で、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）中、継続して、上記（１）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡その他正当な理由により、役務提供期間が満了する前に上記（１）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 正当な理由以外の理由による退任時の取扱い

上記（２）の定めにかかわらず、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由以外の理由により上記（１）に定める地位を退任した場合には、当社は、本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に該当する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）経済環境は、米国では良好な雇用・所得環境を背景に個人消費が堅調に推移し景気回復が持続しました。欧州では英国のEU離脱問題による混乱や政情不安等により景気の減速が続きました。わが国では、景気は緩やかな回復基調にあるものの、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられるなど先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは、2017年を起点とする4ヵ年の中期経営計画「中計'17」の目標達成に向けて、北米市場の商品力強化と増販に向けた体制強化、商品ミックスの最適化、開発力・技術力の進化、ブランド力の向上と効率的な供給体制の構築などに取り組みました。

その結果、当期の当社グループの売上高は3,774億57百万円（前期比157億62百万円減、4.0%減）となり、営業利益は384億47百万円（前期比39億42百万円減、9.3%減）、経常利益は366億45百万円（前期比17億34百万円減、4.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は244億82百万円（前期比139億29百万円増、132.0%増）となりました。

なお、売上高の前年度比には、前年度末に実施した自動車部品事業セグメントの軟質ウレタン事業（バンパーの販売事業を除く）の譲渡による影響額59億28百万円が含まれております。

売上高

3,774億57百万円
前期比4.0%減

営業利益

384億47百万円
前期比9.3%減

経常利益

366億45百万円
前期比4.5%減

親会社株主に
帰属する
当期純利益

244億82百万円
前期比132.0%増

事業別の状況は次のとおりであります。

事業セグメント別の状況

タイヤ事業

売上高

3,328億38百万円
(前期比2.6%減)

事業別売上高
88.2%

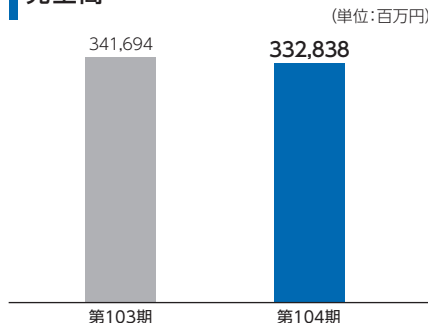
北米市場における市販用タイヤについては、乗用車用タイヤ、ライトトラック用タイヤで高インチ化が進む一方、トラック・バス用タイヤを含む全カテゴリーで販売量、売上高ともに前年度並みとなりました。欧州市場における市販用タイヤについては、市況が軟調に推移したことに加え、円高の影響もあり、販売量、売上高ともに前年度を下回りました。

新車用タイヤについては、海外市場において新規ビジネスを獲得したものの、国内市場における当社製品装着車種の販売減少の影響により、販売量は前年度並みとなり、売上高は前年度を下回りました。

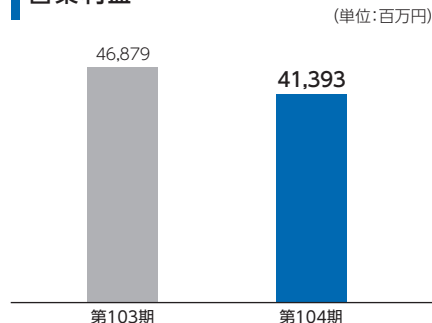
国内市販用タイヤについては、暖冬の影響により乗用車用冬用タイヤの販売量は前年度を下回ったものの、トラック・バス用タイヤ及び乗用車用夏用タイヤの販売が好調に推移したことにより、販売量、売上高ともに前年度を上回りました。

その結果、タイヤ事業の売上高は3,328億38百万円（前期比88億55百万円減、2.6%減）、営業利益は413億93百万円（前期比54億86百万円減、11.7%減）となりました。

売上高



営業利益



自動車部品事業

売上高

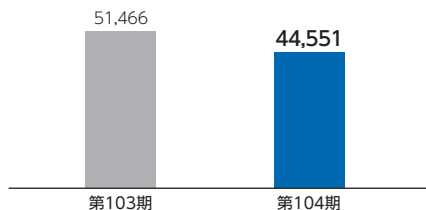
445億51百万円
(前期比13.4%減)

事業別売上高
11.8%

防振ゴムの売上高は、主として中国市場での販売量の減少により前年度を下回りました。また、軟質ウレタン事業（バンパーの販売事業を除く）の事業譲渡の影響もあって、自動車部品事業の売上高は445億51百万円（前期比69億14百万円減、13.4%減、事業譲渡による影響額59億28百万円減含む）と前年度を下回り、営業損失は29億19百万円（前期は45億37百万円の損失）となりました。

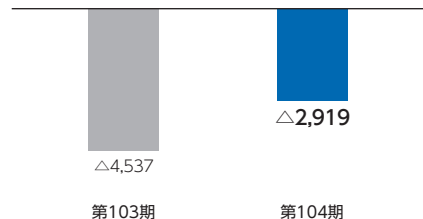
売上高

(単位:百万円)



営業利益

(単位:百万円)



2. 設備投資の状況

設備投資につきましては、主として、合理化及び品質向上、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.やToyo Tyre Malaysia Sdn Bhdの生産設備増強、並びに基礎研究技術の強化を目的として実施しました。その結果、当期の設備投資実施額は総額426億33百万円となりました。

3. 資金調達の状況

当社グループの当期における設備投資等の資金は、自己資金及び借入金により賄いました。なお、期末における借入金の総額は1,155億14百万円で、前期末に比べ210億83百万円減少しております。

4. 対処すべき課題

①「中計'17」の達成

当社グループは、今後予想される事業環境の動向を前提に2020年の先を見据え、持続的な成長を実現するために、その礎となる中期的なシナリオとして、2017年を起点に取り組む4ヵ年の中期経営計画「中計'17」を策定しました。モビリティ分野をビジネスの中核として、2020年度に売上高4,800億円、営業利益600億円、営業利益率12.5%の達成を経営目標に掲げましたが、本年は中計'17の最終年度となります。

差別化された独自の得意分野をさらに強化していくことにより、お客様の期待や満足を超える感動や驚きを生み出し、豊かな社会づくりに貢献できる企業を目指してまいります。

②新たな企業ステージに向けた成長戦略の実行

当社グループは、これまでさまざまな変革および経営基盤の建て直しにエネルギーを投入し、次なる成長に向けた礎を構築してきました。「第二の創業」と位置づける2019年には、次の企業ステージに向けた成長戦略を描き、「生産」「技術」「販売」「コーポレート」の連携によって、さらなる企業価値の向上に挑戦してまいります。（概要につきましては下表をご参照ください。）

新たな企業ステージに向けた成長戦略	●「第二の創業」を機とした、新たな成長戦略の遂行による企業価値増大へ
1. グローバル成長を企図した新たな供給体制	■ 需要機会を捉え、グローバル生産供給体制を拡充 ① TOYO TIREの強み（得意）分野を増強 ② 将来性あるセルビア共和国で優位性ある商品を生産し、 欧州向け供給を現地化、次代への新たな成長基盤づくりへ ■ 欧州新工場を起点に、グローバル競争力を再編・ボトムアップ
2. R & D日・米・欧3極体制による価値創造	■ 欧州で高性能技術開発力を研鑽、グローバルに展開 ● 技術・商品をグローバルに共有／開発速度を加速 ● 三菱商事グループとの横断的取組みによるイノベーション創出
3. 供給力・商品力を生かしたグローバルアプローチ	■ グローバルに展開する各市場での積極増販による存在感向上 ● 三菱商事とのシナジー効果創出施策 【販売面】 ● 三菱商事とのシナジー効果創出施策 【調達・物流面】

骨子につきましては、当社ホームページ（<https://www.toyotires.co.jp/>）掲載の2019年8月9日付「新たな企業ステージに向けた成長戦略について」をご参照ください。

③免震ゴム問題への対応

2015年度において、当社又は当社の子会社である東洋ゴム化工品株式会社が製造・販売していた製品（建築用免震積層ゴム）の一部が国土交通大臣認定の性能評価基準に適合していない事実及び国土交通大臣認定取得に際し、その一部に技術的根拠のない申請があった事実が判明しました。

当社グループは、本件問題の判明後、本件問題への対応を経営の最優先課題と位置づけ、当社グループを挙げて取り組んでいます。2019年12月31日現在において、対象物件全154棟のうち、144棟の工事に着手し、このうち133棟について不適合製品の交換を完了しています。引き続き、改修工事の対象となる全ての建築物において問題解決に取り組んでまいります。

また、当社グループは、本件問題が当社グループの社会的責任や企業倫理に関わる問題であることを真摯に受け止め、「品質保証改善並びにコンプライアンス啓発強化」と「コーポレート基盤の継続的改善・充実」を柱とする再発防止策に引き続き取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

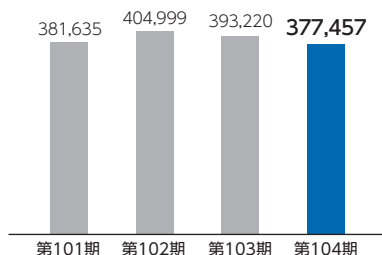
区 分		2016年度 (第101期)	2017年度 (第102期)	2018年度 (第103期)	2019年度 (第104期)
売上高	(百万円)	381,635	404,999	393,220	377,457
経常利益	(百万円)	44,102	40,167	38,379	36,645
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△12,260	15,476	10,553	24,482
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	(円)	△96.54	121.87	83.11	161.41
総資産	(百万円)	491,088	473,876	469,377	468,746

(注) 1. 第104期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当期の期首から適用しており、前年度に係る財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

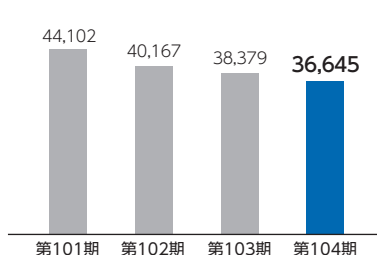
売上高

(単位:百万円)



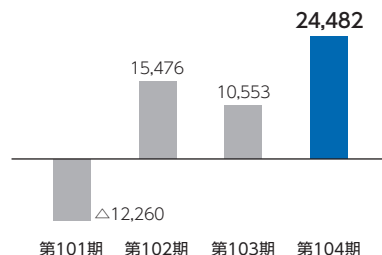
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位:百万円)



6. 重要な子会社の状況 (2019年12月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社トーヨータイヤジャパン	440百万円	100%	自動車タイヤの販売
Toyo Tire Holdings of Americas Inc.	199百万米ドル	100%	米国タイヤ事業の統括
Toyo Tire U.S.A. Corp.	25百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Nitto Tire U.S.A. Inc.	2百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの販売
Toyo Tire North America Manufacturing Inc.	150百万米ドル	100% (100%)	自動車タイヤの製造及び販売
Silverstone Berhad	203百万 マレーシアリングット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd	775百万 マレーシアリングット	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎張家港有限公司	100百万米ドル	100%	自動車タイヤの製造及び販売
通伊欧輪胎（諸城）有限公司	330百万人民币	100%	自動車タイヤの製造及び販売
Toyo Automotive Parts (USA), Inc.	29百万米ドル	100%	自動車部品の製造及び販売

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有による議決権比率で内数であります。

7. 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

当社グループは、各種タイヤ及び自動車部品の製造・販売を主な事業としており、各事業分野における主要製品は、以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
タイヤ	各種タイヤ（乗用車用、ライトトラック用、トラック・バス用）、その他関連製品
自動車部品	防振ゴム、トラック・バス用空気バネ、等速ジョイントブーツ
その他	国内関係会社に対する融資及び債権の買取、不動産業ほか

8. 主要な営業所及び工場（2019年12月31日現在）

（当 社）

事 務 所	本社（兵庫県伊丹市）、東京支店（東京都千代田区）、東京支店神田事務所（東京都千代田区）、名古屋事務所（愛知県みよし市）、広島事務所（広島市東区）
工 場	仙台工場（宮城県岩沼市）、桑名工場（三重県員弁郡東員町）、兵庫事業所（兵庫県加古郡稲美町）
研 究 所	基盤技術センター（兵庫県川西市）、タイヤ技術センター（兵庫県伊丹市）、自動車部品技術センター（愛知県みよし市）

（関係会社）

国 内		(株)トーヨータイヤジャパン（東京都千代田区）、東洋ゴム化工品(株)（兵庫県加古郡稲美町）、東洋ソフラン(株)（愛知県みよし市）、福島ゴム(株)（福島県福島市）、オリエント工機(株)（兵庫県伊丹市）、綾部トーヨーゴム(株)（京都府綾部市）、トーヨータイヤ物流(株)（兵庫県伊丹市）、昌和不動産(株)（兵庫県伊丹市）
海 外	北 米	Toyo Tire Holdings of Americas Inc.、Toyo Tire U.S.A. Corp.、Nitto Tire U.S.A. Inc.、Toyo Tire North America Manufacturing Inc.、Toyo Automotive Parts (USA) , Inc.（以上、米国）、Toyo Tire Canada Inc.（カナダ）、NT Mexico S.de R.L.de C.V.（メキシコ）
	欧 州・ ユーラシア	Toyo Tire Europe GmbH（ドイツ）、Toyo Tyre (UK) Ltd.（イギリス）、Toyo Tire Benelux B.V.（オランダ）、Toyo Tire Italia S.p.A.（イタリア）、Toyo Tire RUS LLC（ロシア）
	ア ジ ア・ オセアニア	Silverstone Berhad、Toyo Tyre Malaysia Sdn Bhd（以上、マレーシア）、通伊欧輪胎張家港有限公司、東洋橡塑（広州）有限公司、通伊欧輪胎（諸城）有限公司、通伊欧輪胎（上海）貿易有限公司（以上、中国）、Toyo Tire (Thailand) Co.,Ltd.（タイ）、Toyo Tyre and Rubber Australia Ltd.（オーストラリア）

9. 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

事業区分			従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
タ	イ	ヤ	11,491 [1,209]	417 [△68]
自動車部		品		
その他			20 [28]	2 [2]
全社 (共通)			329 [55]	△28 [3]
合計			11,840 [1,292]	391 [△63]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時従業員は [] 内に外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

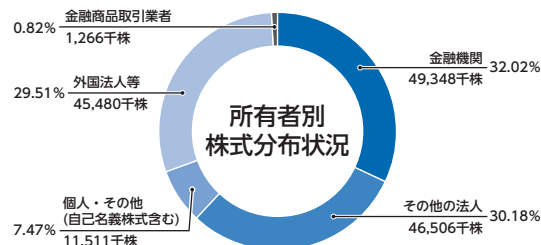
10. 主要な借入先及び借入額 (2019年12月31日現在)

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	11,250
株式会社みずほ銀行	8,010
農林中央金庫	6,220
株式会社新生銀行	3,670
三井住友信託銀行株式会社	2,950

- (注) 1. 上記のほか、主要な借入れとして金融機関延べ19社を借入先とするシンジケートローン（総額35,000百万円）があります。
2. 当社単体の金額を記載しております。

2 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 400,000,000株
2. 発行済株式の総数 154,111,029株
3. 株 主 数 11,569名
4. 大 株 主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三 菱 商 事 株 式 会 社	30,822	20.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,706	6.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,638	6.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	6,031	3.91
株 式 会 社 ブ リ デ ス ト ン	5,000	3.24
ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社	4,774	3.10
O R B I S S I C A V	4,130	2.68
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	3,776	2.45
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,823	1.83
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,391	1.55

(注) 持株比率は、自己名義株式 (188,222株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

2019年2月12日付で三菱商事株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施したことに伴い、発行済株式総数は、26,931,956株増加し、154,111,029株となっております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2019年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	山田保裕	
代表取締役社長	清水隆史	
取締役常務執行役員	金井昌之	技術統括部門管掌、免震ゴム対策統括副本部長、デジタル推進室長
取締役執行役員	光畑達雄	販売統括部門管掌
取締役執行役員	井村洋次	生産統括部門管掌
取締役執行役員	笹森建彦	コーポレート統括部門管掌、資本業務提携推進室長
取締役	森田研	
取締役	武田厚	
常勤監査役	平野章夫	
常勤監査役	山本幸男	
常勤監査役	矢野雅夫	
監査役	佐伯照道	北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、フジテック株式会社 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 2019年3月28日開催の第103回定時株主総会において、山田保裕、金井昌之、光畑達雄、井村洋次、笹森建彦の各氏が取締役、矢野雅夫氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

(2) 退任した取締役及び監査役

(氏名)	(退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況)	(退任年月日)
多田羅 哲 夫	取締役常務執行役員 社長付	2019年3月28日任期満了
高 木 康 史	取締役常務執行役員 社長付	2019年3月28日任期満了
櫻 本 保	取締役常務執行役員 社長付	2019年3月28日任期満了
中 原 全 生	常勤監査役	2019年3月28日任期満了

2. 取締役のうち、森田研、武田厚の各氏は社外取締役であります。

3. 監査役のうち、山本幸男、矢野雅夫、佐伯照道の各氏は社外監査役であります。

4. 取締役森田研、武田厚の各氏、及び監査役山本幸男、矢野雅夫、佐伯照道の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ております。

5. 監査役矢野雅夫氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2020年2月1日付で、次のとおり異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役 常務執行役員	金井昌之	デジタルイノベーション推進本部長、 免震ゴム対策統括副本部長
取締役 執行役員	光畑達雄	販売統括部門管掌、直需営業本部長

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数（名）	報酬等の総額（百万円）
取締役	11	277
監査役	5	60

- (注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内（2006年6月29日定時株主総会決議）及び監査役の報酬限度額は、年額80百万円以内（2006年6月29日定時株主総会決議）であります。
2. 上記報酬額には、当期において計上した役員賞与引当金98百万円が含まれております。
3. 上記員数及び報酬等の総額には、社外役員（社外取締役及び社外監査役）6名に対する報酬59百万円が含まれております。
4. 上記員数及び報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役3名及び監査役1名が含まれております。

3. 取締役兼務者以外の執行役員の氏名等（2020年2月1日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	水谷友重	Toyo Tire U.S.A. Corp. 会長、Nitto Tire U.S.A. Inc. 会長&CEO、Toyo Tire North America OE Sales LLC 社長&CEO
常務執行役員	石野政治	免震ゴム対策統括副本部長、コーポレート統括部門 事業構造改革室長、東洋ゴム化工品(株) 社長
常務執行役員	田辺伸二	品質環境安全統括部門管掌、環境安全推進本部長
執行役員	鈴木伊織	Toyo Tire Holdings of Americas Inc. 社長&CEO
執行役員	高橋英明	事業統括部門管掌
執行役員	本母利彦	販売統括部門付
執行役員	瀧脇将雄	コーポレート統括部門 コンプライアンス・リーガル本部長
執行役員	植松秀文	免震ゴム対策統括本部長
執行役員	段則之	Toyo Automotive Parts (USA), Inc. 社長、TMM (USA), Inc. 社長
執行役員	守屋学	技術統括部門管掌
執行役員	下村哲生	技術統括部門 中央研究所長、先行工程開発本部長
執行役員	栗林健太	欧阿中東営業本部長、Toyo Tire Europe GmbH 社長、Toyo Tire Serbia d.o.o. Beograd 社長、Toyo Tire RUS LLC 会長、経営戦略室

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社 外 監 査 役	佐 伯 照 道	北浜法律事務所 パートナー、岩井コスモホールディングス株式会社 社外取締役、ワタベウェディング株式会社 社外監査役、フジテック株式会社 社外取締役

(注) 当社と当該他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 主な活動状況

地位	氏名	出席状況		発言状況
		取締役会	監査役会	
社 外 取 締 役	森 田 研	18回中18回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 取 締 役	武 田 厚	18回中18回	—	主に経営者としての幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	山 本 幸 男	18回中18回	13回中13回	主に企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	矢 野 雅 夫	14回中14回	10回中10回	主に金融機関における長年の経験に基づく幅広い見識と豊富な経験から適宜発言を行っております。
社 外 監 査 役	佐 伯 照 道	18回中16回	13回中13回	主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(注) 監査役矢野雅夫氏の出席状況は、2019年3月28日就任後の状況を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| (1) 当期に係る報酬等の額 | 95百万円 |
| (2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 | 175百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、株式会社トーヨータイヤジャパン以外のものは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 非監査業務

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、会計・税務等に関するアドバイザー業務の対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等において、その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

5 会社の体制及び方針

1. 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。2019年12月25日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の見直しを決議いたしました。当社が定める内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

(1) 当社及び当社グループ会社各社（以下「当社グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 「TOYO TIREグループ企業行動憲章」及び「TOYO TIREグループ行動基準」を当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という。）するための行動規範とする。
- ② チーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）がコンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施する。また、CCOはコンプライアンス違反又はその疑い・恐れがある場合には、必要な調査を行う権限を有し、その業務に対し、中止又は改善命令を出すことができる。
- ③ CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、各組織にコンプライアンスオフィサーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築する。
- ④ 「TOYO TIREグループ企業行動憲章」及び「TOYO TIREグループ行動基準」の徹底を図るため、CCOが中心となり、当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行う。
- ⑤ 従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保するなどの見直しを行い必要な情報が上がり易い体制を整える。
- ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
- ⑦ 金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、各種専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの「危機管理規程」に基づいて、コーポレート統括部門管掌が、危機管理統括として、危機管理体制を統括する。また、当社グループに重大な影響を及ぼすことが想定される重要危機事象ごとに危機管理責任者を定め、平時及び有事の対応策の策定、並びにその実施について管理、統括する。
- ② 各重要危機事象については、その対応手順を定めた「個別対応マニュアル」を作成し、平時におけるリスクの評価・分析及び発生防止活動、並びに有事における復旧活動などの実施事項について定め、リスクの回避、軽減を図る。
- ③ 当社は、緊急事態が発生した場合、個別マニュアルに盛り込むべき具体的な対応手順を定めた「危機管理マニュアル」及び「個別対応マニュアル」に従い危機管理責任者が緊急対策会議を招集し、各重要危機事象が当社グループに与える影響の大きさにより、既存組織による対応、各種専門委員会による対応、臨時的組織による対応の中から最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を構築する。
- ④ 経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定し、運用する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設けている。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、経営会議、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- ③ 経営会議及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、「TOYO TIREグループ企業行動憲章」「TOYO TIREグループ行動基準」「TOYO TIREグループ地球環境憲章」「TOYO TIREグループ製品安全憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- ② 当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- ④ 内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、監査役に報告する。

(6) 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように従業員を配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

(7) 当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員（以下「役員・従業員」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生し又は発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・従業員は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- ② 当社グループの役員・従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 当社の取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- ② 役員・従業員は、監査役の監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- ③ 内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用又は債務については、監査役からの請求に基づいて、速やかに処理する。

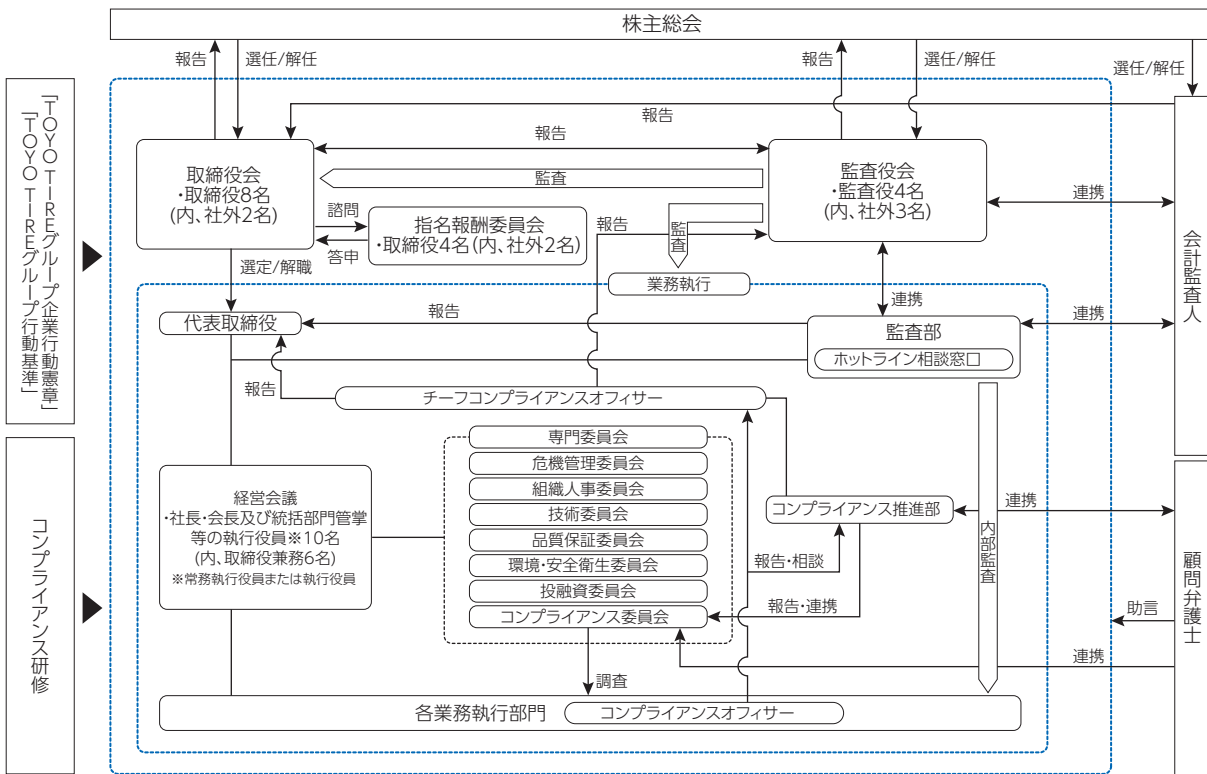
(ご参考) 任意の指名報酬委員会の設置について

当社は、従前、取締役の人事・報酬等の重要事項については、取締役会の機能の独立性・客観性を確保するため、独立社外取締役へ事前に説明を行い、適切な関与・助言を得た後に、取締役会で決議しておりました。

今般、取締役の人事・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させることを目的として、2020年2月19日付で、取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置いたしました。

- (1) 責務： 取締役会の諮問機関として、取締役の人事・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に対して助言・提言・答申を行います。
- (2) 構成： 取締役会の決議により選任された3名以上の委員で構成します。ただし、委員の半数以上は社外取締役とし、委員長は委員の中から取締役会の決議で選任します。

コーポレート・ガバナンス体制図 (2020年2月28日現在)



業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

業務の適正を確保するための体制として、コンプライアンス委員会とコンプライアンスオフィサー制度があります。

コンプライアンス委員会は当社グループにおけるコンプライアンスの推進、充実強化を図るための協議・検討・決議機関として、当期は、四半期に1回（年4回）開催し、決議した方針の進捗確認や対応課題について議論を行いました。

コンプライアンスオフィサー制度については、その機能を維持・強化するため、組織改正に対応したコンプライアンスオフィサー及びコンプライアンスリーダーの体制を見直し、当社グループにおけるコンプライアンスの推進を行いました。

更に、全従業員による行動基準ハンドブックの読み合わせとコンプライアンス遵守に関する誓約書の入手、チーフコンプライアンスオフィサーのメッセージやコンプライアンス通信の定期的な配信などの啓発活動、国内外でのeラーニング、スタッフ系ではコンプライアンスリーダーによる職場単位でのディスカッション形式での研修、現場系ではコンプライアンスリーダーや職制を通じた小集団活動などの教育活動を引き続き実施するとともに、コンプライアンス事案の報告体制、社内外の「ホットライン相談窓口」を効果的に活用することにより、法令違反・不正行為の未然防止・早期発見に努めております。

② 取締役の職務執行

当社は、取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当期については、臨時も含め18回開催しております。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、当期におきまして、危機管理委員会を定期開催することにより、各個別危機事象の改善状況の定期的な進捗管理、現行の「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」に基づいたシミュレーション実施による問題点の抽出や改善、実際に発生した災害等への対応状況のレビュー等を行ってまいりました。加えて、外部コンサルタントを起用した、地震発生時を想定したシミュレーションにより、現行危機管理マニュアル・自然災害対応マニュアルのさらなる改善点を抽出し、必要な改定を実施いたしました。今後も危機管理委員会の定期開催及び想定される危機事象に対応するための「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」の整備と拡充に努め、重大なリスクが発生した場合、当該マニュアルに従い最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を引き続き構築してまいります。

さらに、適切な事業マネジメントを推進していくことを目的として、経営資源の適正配分を促進するとともに、全社収益への貢献度やリスクの所在を見極めるため、全社共通の事業評価ガイドラインを策定し運用しております。

④ グループ会社経営管理体制

当社グループ会社の経営管理については、グループ会社に関する業務の効率化と管理の適正化を図ることを目的に制定した「関係会社管理規定」に基づき実施しております。グループ会社毎に、適正、効率的な経営ができるよう管理指導する主管部署を定め、当該本部長が管理者となり、「関係会社管理規定」に則った適切な運用を行っております。

監査部はグループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

⑤ 監査役

監査役は、監査役会を原則月1回開催し、情報共有を行っており、当期については臨時も含め13回開催しております。また、監査役会において定めた監査計画に基づき内部監査を行い、監査実施部門へのフィードバックを行っております。

加えて、取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認及び監査の実効性の向上を図っております。また、定期的にグループ会社の取締役会にも出席し、当社グループの内部統制システムの整備状況を確認しております。

監査役は、監査部と連携するだけではなく代表取締役・取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者（以下「買付者」といいます。）としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	197,271	流動負債	129,998
現金及び預金	25,120	支払手形及び買掛金	34,137
受取手形及び売掛金	75,445	短期借入金	39,612
商品及び製品	58,042	未払金	20,169
仕掛品	3,572	未払法人税等	1,550
原材料及び貯蔵品	14,954	役員賞与引当金	98
その他	20,580	返品調整引当金	223
貸倒引当金	△ 444	製品補償引当金	7,947
固定資産	271,475	その他	26,256
有形固定資産	207,079	固定負債	114,239
建物及び構築物	64,554	長期借入金	75,902
機械装置及び運搬具	96,667	役員退職慰労引当金	6
工具、器具及び備品	8,257	環境対策引当金	101
土地	19,467	製品補償引当金	16,563
リース資産	787	退職給付に係る負債	5,840
使用権資産	4,555	繰延税金負債	12,082
建設仮勘定	12,788	その他	3,743
無形固定資産	6,750	負債合計	244,237
ソフトウェア	3,741	純 資 産 の 部	
のれん	1,122	株主資本	196,391
その他	1,886	資本金	55,935
投資その他の資産	57,644	資本剰余金	54,499
投資有価証券	44,404	利益剰余金	86,110
長期貸付金	197	自己株式	△ 154
退職給付に係る資産	1,010	その他の包括利益累計額	26,370
繰延税金資産	6,290	その他有価証券評価差額金	21,222
その他	5,845	繰延ヘッジ損益	△ 9
貸倒引当金	△ 104	為替換算調整勘定	2,600
		退職給付に係る調整累計額	2,556
		非支配株主持分	1,747
		純資産合計	224,509
資産合計	468,746	負債及び純資産合計	468,746

連結損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	377,457	
売上原価	246,635	
売上総利益	130,822	
販売費及び一般管理費	92,374	
営業利益	38,447	
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,117	
持分法投資利益	161	
雑益	2,032	4,311
営業外費用		
支払利息	2,261	
為替差損	583	
新株発行費	460	
雑損	2,807	6,113
経常利益	36,645	
特別利益		
投資有価証券売却益	3,494	
関係会社株式売却益	28	3,523
特別損失		
固定資産除却損	932	
減損損失	1,169	
製品補償対策費	3,897	
製品補償引当金繰入額	113	6,113
税金等調整前当期純利益	34,055	
法人税、住民税及び事業税	1,437	
法人税等調整額	7,471	8,909
当期純利益	25,146	
非支配株主に帰属する当期純利益	663	
親会社株主に帰属する当期純利益	24,482	

連結株主資本等変動計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,484	28,507	67,880	△152	126,720
当期変動額					
新株の発行	25,450	25,450			50,901
剰余金の配当			△ 6,253		△ 6,253
親会社株主に帰属する 当期純利益			24,482		24,482
自己株式の取得				△ 2	△ 2
連結子会社株式の取得 による持分の増減		541			541
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	25,450	25,992	18,229	△ 2	69,670
当期末残高	55,935	54,499	86,110	△ 154	196,391

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	21,278	9	3,848	883	26,018	4,511	157,251
当期変動額							
新株の発行							50,901
剰余金の配当							△ 6,253
親会社株主に帰属する 当期純利益							24,482
自己株式の取得							△ 2
連結子会社株式の取得 による持分の増減							541
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 55	△ 18	△1,247	1,673	351	△ 2,764	△2,413
当期変動額合計	△ 55	△ 18	△1,247	1,673	351	△ 2,764	67,257
当期末残高	21,222	△ 9	2,600	2,556	26,370	1,747	224,509

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	94,685	流動負債	73,371
現金及び預金	3,864	買掛金	26,283
受取手形	1,103	短期借入金	21,542
売掛金	57,719	リース債務	126
商品及び製品	13,846	未払金	11,271
仕掛品	1,406	未払費用	3,462
原材料及び貯蔵品	5,134	未払法人税等	717
前払費用	762	前受金	7
その他	10,847	預り金	1,890
固定資産	211,236	役員賞与引当金	98
有形固定資産	58,007	製品補償引当金	7,947
建物	18,015	その他	22
構築物	902	固定負債	80,284
機械及び装置	16,524	長期借入金	56,505
車輛運搬具	195	リース債務	463
工具、器具及び備品	4,871	退職給付引当金	6,476
土地	13,383	環境対策引当金	96
リース資産	590	製品補償引当金	16,563
建設仮勘定	3,524	その他	179
無形固定資産	3,259	負債合計	153,656
ソフトウェア	3,197	純 資 産 の 部	
その他	62	株主資本	131,793
投資その他の資産	149,968	資本金	55,935
投資有価証券	42,541	資本剰余金	53,958
関係会社株式	70,197	資本準備金	33,071
関係会社出資金	7,855	その他資本剰余金	20,886
長期貸付金	28,077	利益剰余金	22,054
繰延税金資産	6,271	その他利益剰余金	22,054
その他	4,608	固定資産圧縮積立金	1,433
貸倒引当金	△ 9,583	繰越利益剰余金	20,621
		自己株式	△ 154
		評価・換算差額等	20,471
		その他有価証券評価差額金	20,480
		繰延ヘッジ損益	△ 9
		純資産合計	152,264
資産合計	305,921	負債及び純資産合計	305,921

損益計算書 (2019年1月1日から2019年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高	215,417	
売上原価	147,783	
売上総利益	67,633	
販売費及び一般管理費	43,018	
営業利益	24,614	
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,829	
雑益	1,102	5,931
営業外費用		
支払利息	806	
新株発行費	460	
雑損	1,980	3,247
経常利益	27,299	
特別利益		
投資有価証券売却益	3,493	
関係会社株式売却益	28	3,521
特別損失		
固定資産除却損	844	
減損損失	916	
製品補償対策費	3,897	
製品補償引当金繰入額	113	
関係会社貸倒引当金繰入額	5,967	11,739
税引前当期純利益	19,081	
法人税、住民税及び事業税	△ 128	
法人税等調整額	6,259	6,131
当期純利益	12,950	

株主資本等変動計算書（2019年1月1日から2019年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	30,484	7,621	20,886	28,507	1,531	13,825	15,357
当期変動額							
新株の発行	25,450	25,450		25,450			
剰余金の配当						△ 6,253	△ 6,253
当期純利益						12,950	12,950
自己株式の取得							
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 98	98	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	25,450	25,450	-	25,450	△ 98	6,795	6,697
当期末残高	55,935	33,071	20,886	53,958	1,433	20,621	22,054

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	△152	74,197	20,577	9	20,586	94,783
当期変動額						
新株の発行		50,901				50,901
剰余金の配当	-	△ 6,253				△ 6,253
当期純利益	-	12,950				12,950
自己株式の取得	△ 2	△ 2				△ 2
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△ 96	△ 18	△ 115	△ 115
当期変動額合計	△ 2	57,596	△ 96	△ 18	△ 115	57,480
当期末残高	△ 154	131,793	20,480	△ 9	20,471	152,264

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

TOYO TIRE 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉形圭右 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤本裕人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、TOYO TIRE 株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TOYO TIRE 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表〔連結貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（1）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売していた建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事実により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の連結業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月14日

TOYO TIRE 株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松山和弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉形圭右 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤本裕人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TOYO TIRE 株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表〔貸借対照表に関する注記〕3.偶発債務（2）に記載されているとおり、会社及び会社の連結子会社が製造・販売していた建築用免震積層ゴムが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事象により、金額を合理的に見積もることができる改修工事費用等については製品補償引当金を計上しているが、今後の進行状況等によっては、追加で製品補償引当金を計上すること等により、会社の業績に影響が生じる可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イ）について検討いたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。監査役会としては、今後も内部統制システムの強化が不断に図られるよう取締役会の対応を注視してまいります。
- ④ 当社は2015年3月に免震積層ゴムが大臣認定に適合していない問題を開示しました。監査役会は、免震ゴム問題の再発防止策が確実に遂行され、成果が表れていることを確認しており、今後も再発防止策に関する取締役会の対応とその進捗を注視してまいります。
- ⑤ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年2月18日

TOYO TIRE 株式会社 監査役会

常勤監査役 平野 章夫 印

常勤監査役 矢野 雅夫 印

常勤監査役 山本 幸男 印

監査役 佐伯 照道 印

注) 常勤監査役山本幸男、常勤監査役矢野雅夫及び監査役佐伯照道は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

[× 毛 欄]

2019年の主な出来事

「TOYO TIRE株式会社」に
社名を変更

技術

米国(ジョージア州)に
「北米R&Dセンター」を開設

「TOYO TIREの
SDGs - 2030年の
あるべき姿」を策定

新ブランドステートメント
「まだ、走ったことのない道へ。」を制定



2019年

1月

2月

3月

4月

5月

6月

「TOKYO AUTO SALON
2019」にブースを出展



(「TOKYO AUTO SALON 2019」
TOYO TIRESブースの様子)

技術

高効率・高精度 タイヤ開発プラットフォーム
「T-MODE」の構築を発表

生産

米国タイヤ工場の
生産能力増強を
発表



(米国タイヤ工場全景)

生産

セルビア共和国にタイヤ新工場設立を発表

SUV向け全天候型
オールシーズン
タイヤ
CELSIUSを
国内で発売開始



CELSIUS

世界の各地展示会で、TOYO TIRESブランドをアピール
「SEMA Show 2019」
「Essen Motor Show」



(「Essen Motor Show」TOYO TIRESブースの様子)

7月

8月

9月

10月

11月

12月

生産

マレーシアのタイヤ工場新棟を竣工、稼働



(マレーシアのタイヤ工場全景)

技術

ドイツ(ヴィリッヒ)に
「欧州R&Dセンター」を
開設

新たな企業ステージに向けた成長戦略

当社グループは、これまでさまざまな変革及び経営基盤の建て直しにエネルギーを投入し、次なる成長に向けた礎を構築してきました。「第二の創業」と位置づける2019年には、次の企業ステージに向けた成長戦略を描き、「生産」「技術」「販売」「コーポレート」の連携によって、さらなる企業価値の向上に挑戦してまいります。

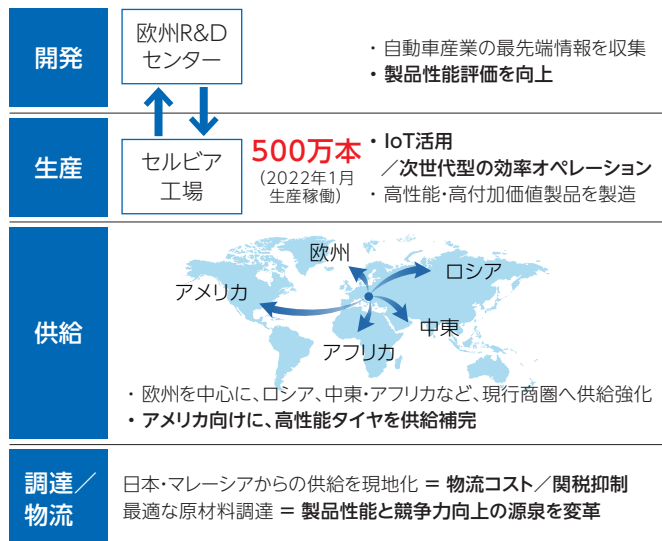
生産戦略 ～新たな世界供給戦略の基盤づくり～

中期的な視点から世界のタイヤ需要は伸長が見込まれており、将来における当社への供給期待及び需要見込みに対して、2023年時点で800万本の需給ギャップが発生すると想定しています。こうした需給ギャップの解消に向けて、収益の柱である北米市場では、間断なく優先的に生産能力を増強し、グローバル・ハブであるマレーシアでも北米向けに品種構成を厚くする増強を図っています。また、国内では技術革新により性能を向上させた米国向けのトラック・バス用タイヤの増産に着手します。

欧州では、セルビア共和国に当社グループ8番目のタイヤ工場を稼働させる予定です。これまで当社は欧州向けに年間600万本のタイヤを日本やマレーシアから供給しており、この地域では、この規模の販売ポテンシャルをすでに有しています。さらに近年行なってきたR&D投資によって、欧州で求められる高い要求にも応えていける技術力もつけてきました。今後は、拠点を構えて現地化することにより、物流面や調達面で、コスト競争力を一気に高め、これまでは取りこぼしていた需要の取込みを図ります。さらに、ドイツに開設するR&Dセンターとの連携、工場オペレーションのIoT化にも取り組み、「高性能なタイヤを低コストで実現していく」という新たなタイヤづくりの戦略を実行していきます。

米国工場	
第5期 能力増強	
ピックアップトラック／大型SUV向け	
第1段 +120万本^{*1} (2019年4月生産稼働)	第2段 +120万本^{*1} (2021年1月生産稼働)
マレーシア工場	
第2期 能力増強	
SUV／乗用車向け	
第1段 +240万本^{*1} (2019年10月生産稼働)	
桑名工場(日本)	
TBR能力増強	
トラック・バス向け	
	+20万本^{*2} (2020年8月生産稼働)

*1. 乗用車用タイヤ換算数 *2. トラック・バス用タイヤ実数



技術戦略 ～グローバルに共有する技術開発体制の構築～

技術戦略では、技術と商品をグローバルに共有する技術開発体制を構築します。当社は日本と北米にR&D機能を有していましたが、ドイツに欧州R&Dセンターを新たに設立し、「R&Dグローバル3極体制」を敷きます。日本、北米、欧州の各R&Dセンターでは、地域の特徴を生かした技術・商品開発に注力する一方、技術情報や商品トレンドを適時に循環させ、商品力の向上と開発スピードの加速に取り組めます。

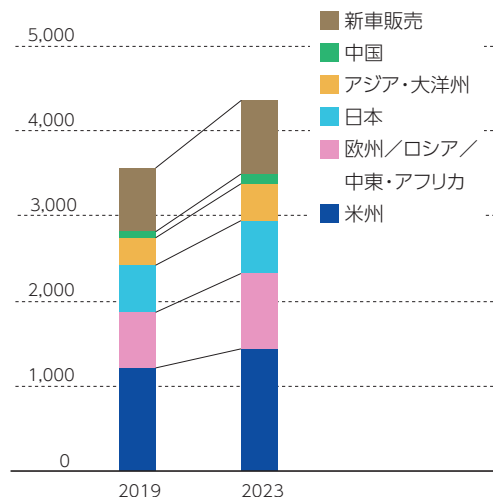


販売戦略 ～供給力・商品力を生かしたアプローチで市場開拓～

販売戦略では、各市場で積極的な増販を図り、存在感を高めます。得意とする北米市場は、堅調な市場成長のもと、当社の強みをさらに強固にしていきます。それ以外の市場では、ビジネス基盤を強化し、収益性の向上を図ります。

さらに三菱商事とは、全社包括的な協力関係に発展したことにより、両社が一枚岩となってTOYO TIREの企業価値の増大に尽くします。現在立ち上げている協業タスクフォース活動はその素地とし、新しいアプローチでの市場開拓に取り組みます。

販売計画／需要見込み（万本）



米州市場

- 北米5位をめざす
・ピックアップトラック／SUV／CUVカテゴリで不動のブランドポジションを確立
- 次世代SUV向け商品の開発

欧州／ロシア／中東・アフリカ

- 技術力強化によるブランドポジションの向上
- コスト競争力強化により、既存販路での利益を伴う需要の確実な取り込み

日本市場

- 商品提案力を強化
・SUV／ミニバン／高級軽自動車カテゴリや大口径タイヤを中心に増販
- 営業拠点の再整備による物流効率化と営業力強化

アジア・大洋州

- 安定供給の実現
・専用商品の開発・投入
・SUV用タイヤ販路の開拓と拡大
・組織体制・人員の強化

中国市場

- 地産地消モデルの構築
- 新規商品を開発・投入
- SUV向けタイヤ販路の確立と増販

新車販売

- 市販用タイヤの収益寄与を見通した新車用タイヤの開拓
- 組織体制の強化と海外拡販注力

— 株主優待のご案内 —

株主優待制度をご活用ください

対象となる株主様

毎年12月末日現在の当社株主名簿に記載または記録されている当社株式1単位(100株)以上を保有されている株主様。

応募カード及び専用封筒の発送時期

毎年3月末に発送します。

株主優待の概要

トーヨータイヤまたはニットータイヤをご購入いただいた方に、下記条件に応じてクオ・カードを贈呈します。

サイズに関わらず1本から3本、
お買い上げの場合 **1,000円**

15インチ以下かつ4本以上、
お買い上げの場合 **2,000円**

16インチ以上かつ4本以上、
お買い上げの場合 **3,000円**

商品券として
使える
クオ・カード
をお届け!

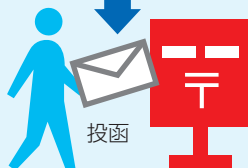
QUO
カード

応募カード*

レシートまたは領収書
トーヨータイヤまたはニットータイヤ

専用封筒*

※毎年3月末に発送



株主メモ

事業年度 毎年1月1日から同年12月31日まで

配当基準日 12月31日
(中間配当を行う場合は6月30日)

定時株主総会 毎年3月

単元株式数 100株

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座管理機関

公告方法 電子公告
【公告掲載URL】
<https://www.toyotires.co.jp/ir/information/koukoku/>
但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。

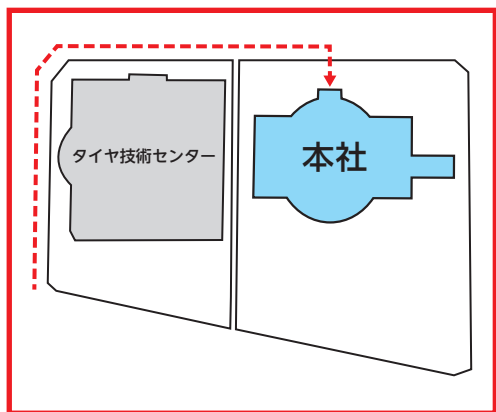
株式に関するお問い合わせ

お問い合わせの内容	お問い合わせ先
● 住所・氏名等のご変更 ● 単元未満株式の買取・買増のご請求 ● 配当金の受取方法のご指定 ● 相続に関するお手続き	お取引の証券会社等 ※特別口座に記録された株式については、下記の三菱UFJ信託銀行大阪証券代行部にお問い合わせください。
● 特別口座から一般口座への振替手続き ● 未払配当金に関するご照会 ● その他株式事務に関するお問い合わせ	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区 伏見町3丁目6番3号 TEL:0120-094-777 (通話料無料)

株主総会会場ご案内図

場所 兵庫県伊丹市藤ノ木2丁目2番13号
TOYO TIRE 株式会社 当社 本社3階ホール

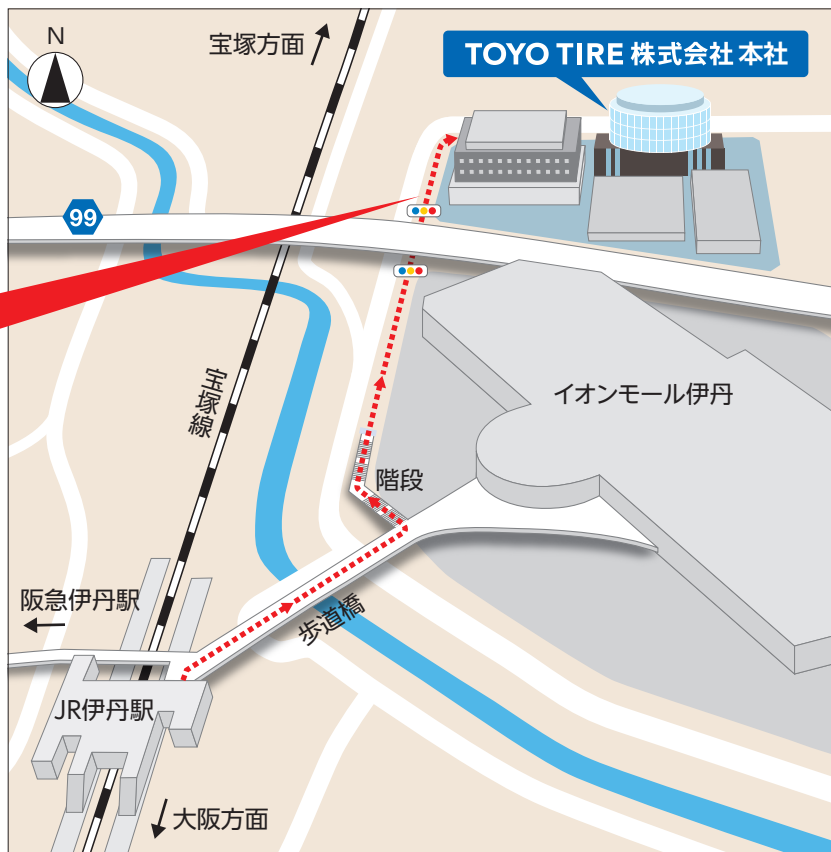
電話 072-789-9101 経営基盤本部 総務部



交通

JR宝塚線 **伊丹駅**より徒歩**7分**

※会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



TOYO TIRE 株式会社



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。